

京都市こどもの感染症



★☆ 去年の今ごろ、京都市で多かった感染症

順位	病気の名前	特徴、予防法など
1位	感染性胃腸炎	発熱、下痢、おう吐などが症状です。ノロウイルスが有名ですが、その他の色々なウイルスや細菌も原因となり、何回もかかってしまうことがあります。予防のため、手洗いや食品の十分な加熱などを心掛けましょう。
2位	水痘 (水ぼうそう)	水痘ウイルスが原因で、全身に発しんができます。伝染力が強く、肺炎・脳炎・髄膜炎などの合併症を併発することもあります。 予防接種は任意（1歳以上で、1回接種）ですが、集団生活をする場合は、受けておかれることをお勧めします。 なお、集団へ感染が広がるのを防止するため、学校保健安全法による出席停止期間は、すべての発しんが、かさぶたになるまでとなっています。
3位	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	のどの痛みと発熱で始まり、赤い発しんが全身に広がります。3～4日すると、舌がいちごのように赤くなってぶつぶつになるいちご舌と呼ばれる症状が特徴で、4～5歳での感染が多くなっています。

感染症にかかった時の出席停止期間を知っていますか？

子どもたちの間で感染が広まりやすい主な感染症（学校保健安全法に基づく）について、次のように「出席停止期間」が定められています。

※保育所（園）は、学校保健安全法の適用を受けませんが、下の表に準じて施設長が判断します。

<第二種感染症>

出席停止期間	疾患名
熱が下がってから2日を経過するまで	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く。)
特有のせきが消失するまで	百日せき
熱が下がってから3日を経過するまで	はしか(麻疹)
耳下腺のはれがなくなるまで	おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)
発しんがなくなるまで	風しん
すべての発しんがかさぶたになるまで	みずぼうそう(水痘)
主要症状が消えてから2日を経過するまで	プール熱(咽頭結膜熱)
医師が伝染のおそれがないと認めるまで	結核

※第二種感染症の出席停止期間は、病状により、学校医その他の医師が伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

<第三種感染症>

出席停止期間	疾患名		
医師が伝染のおそれがないと認めるまで	腸管出血性大腸菌感染症 (O157など)	ヘルパンギーナ	
	流行性角結膜炎	手足口病	
	急性出血性結膜炎	りんご病(伝染性紅斑)	
	コレラ	溶血性レンサ球菌感染症	
	細菌性赤痢	マイコプラズマ肺炎	
	腸チフス	突発性発しん	
	パラチフス	乳幼児下痢症 (ノロ、ロタウイルス)	
出席停止の必要はない	アタマジラミ	水いぼ	とびひ

(参考)

第一種感染症は、通常日本には存在しないので、省略しました。

◆◇ 気になる症状があるときは、かかりつけの医療機関に相談しましょう ◇◇